平成２２年（フ）第５６４号
埼玉県三郷市三郷１丁目12番地７グランドールM302、旧住所埼玉県三郷市鷹野３丁目179番地
債務者　今井　太一
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江原　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４３２号
埼玉県深谷市明戸1293番地３
債務者　三橋　　唯（旧氏名三橋茂）
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３０５９号
北海道石狩市花川北７条３丁目58番地　リバーサイドＴＹ203号
債務者　宮下　　晃
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門馬　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６４２号
茨城県ひたちなか市田宮原4355番地１　第１田宮原住宅４－３－４号、旧住所茨城県ひたちなか市海門町２丁目５番43号　メゾン宮崎B102号
債務者　平山　清一
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沼　典彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２００号
新潟県長岡市表町１丁目９番地12　サンシャイン表町ビル３Ｆ
債務者　汪　　紅紅
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船山　尚吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月24日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
北海道勇払郡安平町追分白樺１丁目297番地
債務者　小木田文彦
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　邨山　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２９３２号
川崎市幸区南幸町３丁目119番地
債務者　齋藤　　縁
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　博愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月24日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４８４号
大阪府藤井寺市林１丁目９番７号
債務者　三家本聖志
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏木　千鶴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５６５号
大阪府高石市羽衣３丁目１番67号
債務者　西里　　成己
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏木　千鶴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５７４号
大阪府河内長野市木戸３丁目３番６―304号
債務者　有田　正和
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏木　千鶴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５７６号
大阪府河内長野市三日市町237番地の４
債務者　湯浅　昌和
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　　朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３０９４号
札幌市豊平区月寒東２条３丁目６番16―307号
債務者　柏谷芙美子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０９８号
札幌市白石区中央２条７丁目４番６号
債務者　勝田　　聡
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１０２号
札幌市豊平区平岸４条６丁目２番10―301号
債務者　宮崎さゆり
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１０７号
札幌市西区発寒６条13丁目10番16―508号
債務者　佐藤　眞弓（旧姓三塚）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１３０号
札幌市東区本町２条３丁目５番26―２号　シラインサイドアパ201号
債務者　市山　弘樹
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１３５号
札幌市東区北15条東16丁目１番５―905号
債務者　山谷　豊和
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部